

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港20FAX第18号
(宛先)	2020年 8月31日 時 分
各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	(発信者) 全国港湾書記局

(件名)

8/28 港湾の自動化・機械化に関する労使協議会の協議経過について

- (本文) 1. 8月28日(金)13:30より開催した「港湾の自動化・機械化に関する労使協議会」は、RTG遠隔操作導入について協議をおこなった。本協議は20春闘協定第6項「“労使ワーキンググループ”において真摯に協議する」に基づいて、WGにおいて協議を行ってきたが、7月31日午後17時の公募締め切りまで合意に至らず、事実上物別れとなった。以上の経過を踏まえ親委員会である「港湾の自動化・機械化に関する労使協議会」において協議することとなった。
2. 日港協は、組合からの申入れを受けて本日の開催となったと前置きし、業側として、一定考え方を示し、協議・検討を願いたいとした。業側の考え方要旨を下記する。
- (1) 対象事業に従事している港湾労働者の雇用・就労には充分配慮する。
 - (2) 上記(1)の確立に当たっては、①産別協定の作業基準を基本に、地区労使(港単位)確認の上、各ターミナル毎の作業基準の定数にて実施する。②職域確保には最大限努力する。③CY以外でも就労保障に努力する等の考え方を示した。
3. 組合側から要旨下記の通り発言した。
- (1) 全体的に、努力義務としか受け止められない、中央ルールとしては不十分であり、雇用をどう守るかはっきりしていない。
 - (2) 対象事業に特化しているが、これからの自動化・機械化を考えれば、5年、10年先を見据えた考え方を示すべきだと主張した。
 - (3) 専業労働者、元請一貫事事業の労働者を問わず、現業労働者全体が雇用を奪われることとなり、その影響が事務職にも波及することから、部分的な処置では解決しない。
 - (4) 港頭地区全体に視野を広げた職域保障が必要である。
 - (5) 中央・地区の協議を双方に検証していく仕組みが必要であると主張した。
4. 日港協から、組合の主張は理解するが、会員の活動の制限を与えるようなことは困難であり、現状では、精いっぱいの方針である。しかし、前進させるために再検討をしたい。次回開催を願いたいとして、協議を終了した。

以上